

令和4年第6回加賀市農業委員会定例総会

令和4年6月24日(金)

開会（午後1時30分）

事務局（宮下）

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち12名の出席を頂いております。

また、本日付議致しました転用案件等の現地確認調査を、17日に新保委員、山崎強委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。今日は大変暑い日となりました。暑い中、ご参集いただきありがとうございます。

先日の参議院本会議で、人農地プランの法案が可決されました。今後、農業経営基盤強化促進法が改正され、農地取得の下限面積が廃止されます。我々委員は活動目標を設置し、活動記録簿を付けることが法制化されました。先日の小委員会で、月10件以上の農地利用最適化活動報告をすることを目標に設定しました。まずは、どんなことでも活動記録簿に記録することを習慣付けていってください。一年間の中で同じ活動が重複してもかまいませんので、活動記録簿の記録をお願いします。

議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>7番田端委員、8番荒谷委員を指名します。</p>
議案第23号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	<p>それでは、議案第23号農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の1ページから2ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の再設定が1件 設定期間が10年の使用貸借で、合計2,577㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項 各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第23号農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。</p>
新保委員	<p>それでは報告いたします。去る6月17日に、私と山崎</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は1ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は店舗建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。周囲に農地がないことから特段影響はないと認めました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は3ページから4ページ、資料1の位置図は1ページを併せてご覧ください。</p>
<p>議長（中村会長） 大家職務代理 事務局（橋本） 大家職務代理</p>	<p>1番は、XXXXXXXXXX地内にあり、畑、2筆、面積計422㎡、転用目的は店舗建設です。1番は、法務局の判断に基づき申請者が時効取得しており、隣接地と一体的に展示場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、総面積1,222.33㎡の併用1/2以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>法人の農地取得は珍しいことです。何年に取得したのですか。</p> <p>昭和57年に時効取得しています。</p> <p>本来3条で農地を取得する場合、農業を営んでいなければできません。今回、5条申請で出てくるのならわかります。4条で申請が出てくるということは、法人所有の農地を転用するということです。57年にどういう経緯で法人が農地の取得をしたのでしょうか。農業委員会の総会に諮られて取得したのですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>総会では諮られていません。時効取得は、法務局の方から通知が来ますが、それ以上の報告は来ません。</p>

<p>大家職務代理 議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>私は、このような件は初めてです。 時効取得の制度を説明してください。 何らかの原因があって土地を占有し、20年経ったという事実関係が法務局に認められれば、時効取得できるということです。法務局へどういう資料を出し、どういう過程を経て取得したのかの確認は取れません。</p>
<p>議長（中村会長） 事務局（橋本） 大家職務代理</p>	<p>今回の案件は、占有が20年経過したということですか。法務局がそのように判断をしたということですか。 20年占有していれば、法人でも農業委員会の議決を経ずに法務局の判断で所有できるのですか。</p>
<p>事務局（橋本） 池端委員</p>	<p>そういうことです。 個人の農地の時効取得は分かりますが、法人が農地を時効取得できるのですか。個人と事業の時効取得に違いはあるのですか。また法人による農地の時効取得は他にもあるのでしょうか。</p>
<p>事務局（橋本） 大家職務代理</p>	<p>調べてみないとわかりません。 農地台帳で法人が取得した農地がどれくらいあるのか調べてください。</p>
<p>議長（中村会長） 荒谷委員</p>	<p>法務局は占有が20年以上あれば認めるようですが、農地を時効取得した法人は農地所有適格法人であるかも調べてください。 占有による時効取得ですが、悪意の20年の占有と言われ、法人が20年占有していれば農地を時効取得できますから、どうしようもできないです。</p>
<p>事務局（田町）</p>	<p>今回の申請地の所有者は、民事上で時効取得しています。悪意の20年とか善意の10年、15年といわれるような時効取得が民法上の規定であります。時効には取得時効と消滅時効があります。全国的に訴訟の案件やトラブルが発生しているので、最近では法務局の方でも時効取得を厳しく</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>慎重に扱っています。今回の申請地は、登記上は農地ですが現地は実際違い、農地の状態ではないということです。荒廃農地の時効取得は数件あがっていたようです。我々もそういった案件があがってきたら、慎重に取り扱わなければと思っています。</p> <p>今回の案件は荒廃農地として取り扱っていると思います。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---------------------------------	---

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>新保委員</p>	<p>次に、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料 1 は 2 ページから 9 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的はアパート建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は敷地拡張です。庭として現状のまま利用する計画です。</p> <p>3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p>
-----------------------------	---

4番の転用目的は資材置場及び駐車場建設です。雨水は東側の側溝に流す計画です。

5番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

6番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は西側の暗渠に流す計画です。

7番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。7番は既に埋立て済みであり、砂利が敷かれていました。事業者からは始末書が提出されています。

8番の転用目的は社員寮建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

以上8件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）
事務局（橋本）

それでは、事務局から説明してください。

議案書は、5ページから7ページ、資料1の位置図は、2ページから9ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■地内にあり、畑、面積630㎡、転用目的はアパート建設です。譲受人は■■■■おり、事業拡大を図るため申請地を購入して3世帯が入居するアパートを建設するものです。申請地は第1種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■地内にあり、畑、面積145㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭とするため、敷地拡張するものです。申請地

議長（中村会長）	<p>れより採決に入ります。</p> <p>議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第 26 号 非農地証明願について	
議長（中村会長） 新保委員	<p>次に、議案第 26 号非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は 10 ページから 11 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は現況が山林であり、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>2 番は現況が山林であり、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 8 ページから 9 ページ、資料 1 の位置図は 10 ページから 11 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は■■■■地内にあり、畑 4 筆、面積計 4,064 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和 30 年頃に耕作が困難となり、現在は森林化しており非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>2 番は■■■■地内にあり、畑 12 筆、面積計 977 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和 50 年頃に耕作</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>が困難となり、現在は森林化しており非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>報告第 11 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動による活動報告）</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 11 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>ないようですので、私の方から報告します。5 月 31 日 6 月 1 日に全国農業委員会会長大会があり、私と宮下事務局長が参加しました。6 月 13 日の石川県農業会議と常設審議委員会があり、5 条案件 4 件全て許可相当ということです。その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明</p> <p>（活動実績を報告）</p> <p>（最適化活動の推進での活動記録簿についての説明）</p> <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>なければ、以上をもちまして、令和 4 年第 6 回加賀市農</p>

	業委員会定例総会を閉会いたします。
--	-------------------

閉会（午後2時9分）	
------------	--